みやき町景観計画

令和２年３月

みやき町

【目次】

1．みやき町景観計画の策定にあたって 1
1-1　計画策定の目的 1
1-2　計画の位置づけ 2
1-3　計画の構成 3

2．みやき町が目指す景観まちづくりの理念・目標 4
2-1　みやき町が目指す景観まちづくりの理念 4
2-2 良好な景観まちづくりのための目標 5
2-3　本計画の体系図 6

3．景観計画区域 7
3-1　計画の対象区域 7
3-2　景観重点地区（候補） 7

4．良好な景観まちづくりのための方針 8
4-1　目標別方針 8
4-2　景観計画区域の区分 11
4-3　ゾーン別基本方針 12
（1）山地ゾーン 13
（2）台地・丘陵地ゾーン 14
（3）田園集落ゾーン 16

5．良好な景観まちづくりのための行為の制限 18
5-1　届出対象行為 18
5-2　景観形成基準 19

6．景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針 24
6-1　景観重要建造物の指定の方針 24
6-2　景観重要樹木の指定の方針 25
6-3　指定の流れ 28

7．その他景観形成に必要な事項 29
7-1　屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する事項 29
7-2　景観重要公共施設の整備に関する事項 30

8．良好な景観まちづくりのための役割と取り組み 31
8-1　協働による景観まちづくりの実践 31
8-2　良好な景観まちづくりに向けて 32

１．みやき町景観計画の策定にあたって

1-1　計画策定の目的

みやき町は、北は脊振山地の南斜面から南は筑後川右岸の低地に至るまで、南北に細長く連なる町です。北部山間地の緑豊かな自然景観、中部の台地や丘陵地のやや起伏に富んだ里地の景観、南部の水田やクリークを中心とする広大な田園の景観、というように大きく３つの異なる景観が見られます。また、北部山間地の石谷山や鷹取山の間に源を発した寒水川がそれらを縦に貫くように中央を南に流下し、筑後川に注いでいます。

こうした自然的環境を舞台として、長年の人々の暮らしの中から多彩な文化が生まれ、地域の貴重な遺産や資産が伝えられてきました。北部の山麓地域では、耕作条件の厳しい棚田を「山田ひまわり園」として整備したり、歴史ある社寺ではユニークな伝統行事が観光資源として注目されています。中部の丘陵地帯では、かつて栄えた窯業の歴史を拠り所としながら新しい陶芸のまちづくりを目指しているところもあります。南部の田園地帯では、治水・利水の歴史を至る所で見ることができ、千栗土居公園の「ハス園」などその環境を活かした新しい魅力も生まれつつあります。

このような自然的環境を受け皿として、そこで育まれた文化的・歴史的な環境は、みやき町の住民にとってはかけがえのない資産・財産であり、地域への誇りやアイデンティティの対象でもあります。また、人々の町を愛する心、郷土愛の源泉にもなっています。

このみやき町の豊かな景観を守り、育てるためには、みやき町が育んできた景観の魅力や価値を皆で認識・共有し、それぞれの地域・地区と身近に関わる住民の皆さんとともに景観まちづくりに取り組んでいくことが必要です。

さらに、みやき町のまちづくり計画として、観光活動により交流人口を増やし地域を活性化すること、「健幸」長寿のまちづくりや子育て支援により外部からの移住者を増やすこと、町の活性化に貢献する企業を誘致することなどが掲げられています。こうした計画に不可欠なのが「美しく魅力ある地域景観」であり、みやき町らしい個性ある景観まちづくりをこれらの計画と併せて進めていく必要があります。

美しく文化の薫り高い景観の中で安定した生活を送ることは多くの住民の願いです。そのためには、景観に対する人々の意識や認識を育て、高めていくこと、行政と住民、事業者などが共に協働して良好な景観を創造し、現存する景観資源に磨きをかけ、その魅力を外部に発信していくことが重要です。それこそが様々な人々や団体、企業を地域に呼び寄せ、品格を保ちながら活力ある地域づくりを進めるために必要不可欠な条件といえるでしょう。

このような背景を踏まえ、「みやき町景観計画」では、みやき町の目指すべき将来の景観のあり方を明確化し、それぞれの地域・地区で大切に守られてきた景観特性を十分に活かしつつ、住民の地域への愛着や誇り、満足度の向上につながる、総合的な景観まちづくりの方策を示します。

1-2　計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に規定する景観計画として定めるものです。

また、本計画は「第二次みやき町総合計画」に即し、「第二次みやき町国土利用計画」、「みやき町都市計画マスタープラン」などの関連計画との整合を図るとともに、佐賀県の景観に関する計画・条例との調整を図り、住民、事業者、行政が協働して景観まちづくりに取り組むための総合的な方策を示すものとして位置づけます。

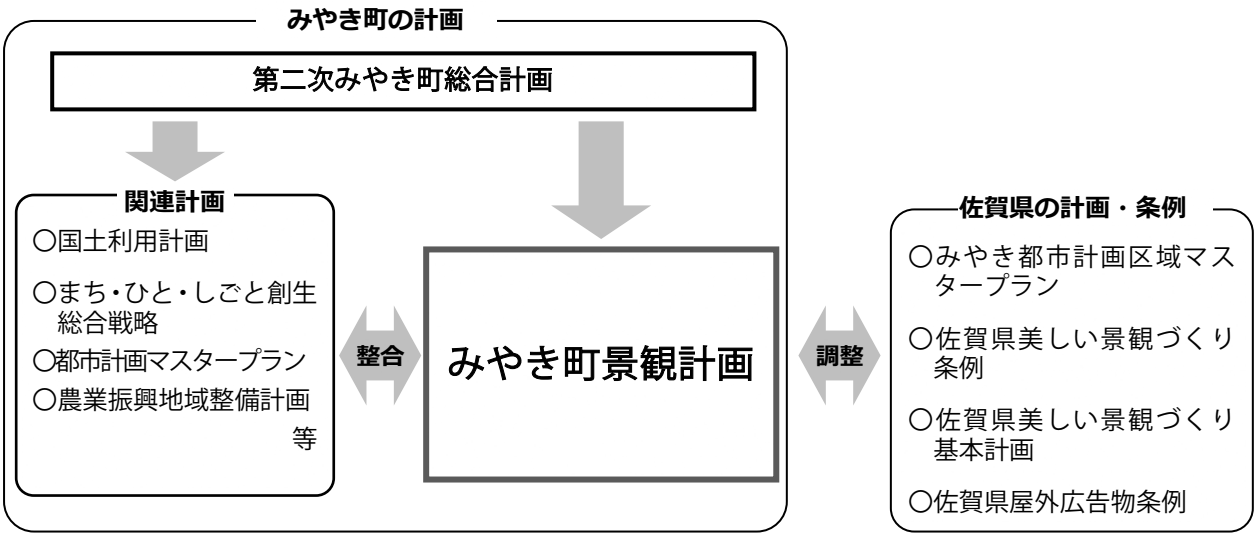

■上位・関連計画における位置づけ

○「**第二次みやき町総合計画**」（平成29年３月）では、まちづくりの基本目標「（１）魅力いっぱいの産業の活力づくり」において、「豊かな自然や神事などの伝統文化など、地域の資源を活かした観光やイベントの活性化と、情報発信力の強化により、多くの人に魅力を知ってもらい、交流が盛んなみやき町をつくっていく」と示されています。基本目標「（５）快適・安全な生活環境づくり」の中では、「脊振山系や寒水川などの豊かな自然環境を守るとともに、その多面的な機能の活用を進めることで、清潔で快適な生活空間をつくるとともに、地域景観の形成や地球環境の保全に努める」とされています。

○「**第二次みやき町国土利用計画**」（平成29年３月）では、土地利用の基本理念において、「基幹産業である農業、特に優良農地の保全など実りある土地利用の必要性を掲げながらも、幾世代にもわたって培われてきた地域の生活、産業、文化及び自然等の貴重な資源を再認識し、土地利用が最も有効になされるようにすることが大切であり、郷土の景観保全と魅力ある土地利用に努める」としています。また、新しい社会変化に対応した土地利用見直しのポイントとして「農業の持つ多面的な機能の活用と周知」、「自然の生態系や歴史的遺産の保全」、「町内各地域の自然環境、社会環境の特性に留意し、地域資源をうまく活用した土地利用を図る」、「古くからの伝統を維持保全する土地、将来の利用の可能性を残した土地等、その土地の用途及び将来の利用を十分検討する」といった事項を掲げています。さらに将来のまちの姿として「南北骨格軸の形成と強化」についても述べられています。

1-3　計画の構成

本計画では、みやき町が目指す景観まちづくりの理念・目標を踏まえ、景観法に基づく必要事項を定めるほか、その他景観形成に必要な事項や良好な景観まちづくりを推進するための役割と取り組みなどについて定めます。

景観計画の全体構成
１．みやき町景観計画の策定にあたって ◇計画策定の目的 ／ 計画の位置づけ ／ 計画の構成
２．みやき町が目指す景観まちづくりの理念・目標 ◇みやき町が目指す景観まちづくりの理念 ◇良好な景観まちづくりのための目標 ◇本計画の体系図
３．景観計画区域（景観法第８条第２項第１号） ◇計画の対象区域 ◇景観重点地区（候補）
４．良好な景観まちづくりのための方針（景観法第８条第３項） ◇目標別方針 ◇景観計画区域の区分 ◇ゾーン別基本方針
５．良好な景観まちづくりのための行為の制限（景観法第８条第２項第２号） ◇届出対象行為 ◇景観形成基準
６．景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針（景観法第８条第２項第３号） ◇景観重要建造物の指定の方針 ◇景観重要樹木の指定の方針 ◇指定の流れ
７．その他景観形成に必要な事項（景観法第８条第２項第４号） ◇屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する事項 ◇景観重要公共施設の整備に関する事項
８．良好な景観まちづくりのための役割と取り組み ◇協働による景観まちづくりの実践 ◇良好な景観まちづくりに向けて

２．みやき町が目指す景観まちづくりの理念・目標

2-1　みやき町が目指す景観まちづくりの理念

豊かな自然と人々の暮らしが織りなす物語のある風景
～水辺をハゼ文化が彩るふるさとの風景づくり～

みやき町は北部に背振山系の山地、中部に丘陵や台地、南部には広大な平地が広がり雄大な筑後川に接しています。北部山地の豊かな森林に育まれた清冽な水が寒水川や通瀬川となって中央を流下し、河川から取水された用水路が台地上の集落や平地の田畑を潤してきました。また筑後川に接する広大な平地（水田地帯）ではかつて、クリークと呼ばれる水路が縦横に巡り、水運が盛んであったため「水郷」ともいうべき風景を形成していました。こうした自然環境を舞台とし、人々の豊かな暮らしや多様な生き物との共生環境が育まれていました。

これらの風景が生まれた背景には、江戸期の成富兵庫茂安公による千栗土居築堤工事など治水の歴史や、町内各所にみられる用水路・ため池などの利水の歴史があります。また江戸末期にはハゼ栽培が推奨され、戦前まで製蝋業は当地の重要な産業の一つとなっていたことから、ハゼ紅葉が台地・丘陵上や平地の河川堤防上を彩る風景がみられました。さらに水運を活用した瓦の製造業や、丘陵地の土と薪を利用した窯業が当地を特徴づける生業（なりわい）の風景を形成していました。

近代化・合理化が進む今日では、機能性を優先した河川・水路の画一的な整備改修や、景観にあまり配慮されないまま開発が進んだことにより伝統産業も衰退し、みやき町らしさや個性が急速に失われつつあります。一方でこれからの地域づくりでは、そこに暮らす人々にとっての心の拠り所となる郷土愛や地域文化の醸成が求められるようになっていることから、現在地域住民活動として、伝統行事の再生やハゼ文化を見直す動きもみられます。

また、住民を対象としたアンケートでも、目指すべき景観まちづくりの方向として「豊かな自然（きれいな水、森、生き物との共生環境）を実感できる風景」、「昔ながらの、のどかな、ふるさとを実感できる農村風景」、「地域の歴史や伝統を大事にした景観」などに関心が寄せられています。

このように、みやき町の風景の成り立ちにまつわる歴史（物語、ストーリー）や当地の暮らしの舞台となる風景を地域住民の資産として共有し、それらを誰もが実感できる「みやき町らしい風景づくり」を目指して、みやき町景観計画（景観まちづくり）を推進していきます。

これからの景観まちづくりの取り組みを通して、地域全体の景観の質の向上をはかり、観光活動や魅力あるまちづくりに結びつけていくことが大切です。

2-2 良好な景観まちづくりのための目標

目標１

多彩な自然、受け継がれる歴史・文化的景観を『まもる』

本町は背振山系・九千部山（石谷山）・鷹取山などの山里、筑後川・寒水川・通瀬川・六田川・井柳川などの河川・クリーク、ハゼ・ツツジ・サクラ・ヒマワリなどの花木といった、豊かな緑と水が織りなす多彩な自然景観に恵まれています。また、綾部八幡神社・白石神社・千栗八幡宮・宇佐八幡神社などの由緒ある寺社や祭事、酒造、白石焼窯元などの代々受け継がれてきた歴史・文化的景観も残されています。これら景観資源と共存する田園・集落も含めた景観の一体的な保全を進めていきます。

目標２

まちの個性や人々の生業がみえる景観を心地よく『ととのえる』

まちの個性が感じられる景観を形成するためには、地域ごとに特徴があり、統一感のある景観形成が重要です。そのため、今ある地域の特徴をより明確化させることによる、まちの顔としての拠点景観の形成や自然、歴史・文化と人々の暮らしや生業の調和が図られた、秩序あるまちなみの景観形成を推進します。さらに、景観阻害要素を改善することにより、周辺のまちなみと調和したまとまりのある景観形成を進めていきます。

目標３

魅力的な景観を引き出すための環境を『つくる』

本町には豊富な自然的景観資源や、代々受け継がれてきた歴史・文化的資源、生活や産業に係る資源など、数多くの魅力的な景観資源が分布しています。これら景観資源の魅力を引き出す空間の整備、視点場や回遊ルートなどの整備を行うことにより、地域住民の「健幸」増進、地域住民や観光客へのPR、景観に配慮した新たな事業の推進といった、地域の活力創出を進めていきます。

目標４

景観をまもり、ととのえるための人を『そだてる』

自然や歴史、人々の生業などから生まれる景観を、持続的にまもり、ととのえていくためには、地域住民・事業者・行政などが一体となった景観まちづくりを推進することが重要です。そのため、地域の景観資源について考える機会を設け、地域住民の景観まちづくりに対する意識を高めていくとともに、その推進体制を整えることで本町らしい景観形成を進めていきます。

2-3　本計画の体系図

理念

豊かな自然と人々の暮らしが織りなす物語のある風景
～水辺をハゼ文化が彩るふるさとの風景づくり～

課題

自然・里山・田園の景観の保全・形成

- 森林、棚田、花木などによる景観の適切な維持・保全と憩いの空間としての活用が必要
- 多様な生き物が生息できる環境づくりが必要
- おだやかな田園・集落景観の保全・形成が必要
- 森林や農地の保全を考慮した、無秩序な開発の規制・誘導が必要
- 人々の生業がみえる景観の保全・形成が必要

暮らしの景観の保全・形成

- まちの顔となる拠点景観の形成が必要
- 歴史・文化資源の保全・活用による、個性ある景観の創出が必要
- 緑豊かでゆとりある住宅地の景観の保全・形成が必要
- 景観を阻害する要因（派手な広告物・看板、不統一なまちなみ、老朽空き家など）の除去・抑制・改善が必要
- 住宅と農地、商業施設などが調和した沿道景観の形成が必要
- 秩序ある工業地の景観の形成が必要

景観まちづくりの推進に向けて

- 地域景観資源の価値や魅力のＰＲが必要
- 景観を体験・体感し、楽しむためのしかけが必要
- 地域住民・事業者などの景観形成に対する意識の醸成が必要
- 景観の保全・形成に向けた活動を支援することが必要
- 地域住民と行政の協働による景観まちづくりの推進体制が必要

目標

目標 1

多彩な自然、受け継がれる
歴史・文化的景観を「まもる」

目標 2

まちの個性や人々の生業がみえる
景観を心地よく「ととのえる」

目標 3

魅力的な景観を引き出す
ための環境を「つくる」

目標 4

景観をまもり、ととのえる
ための人を「そだてる」

方針

◇森林や彩り豊かな花木などの自然景観の保全
◇筑後川や寒水川などの美しい水辺の景観と生き物の生息環境の保全
◇おだやかな田園・集落景観の保全
◇歴史や文化を物語る景観資源や祭事、まちなみの保全

◇にぎわい創出の場となる、まちの顔としての拠点景観の形成
◇地区の個性を活かした特色のあるまちなみの修景・整備
◇良好な景観を阻害する要素の改善による秩序ある景観形成
◇緑豊かでゆとりある住宅地の景観形成

◇歩いて「健幸」になるための、景観を体験・体感できる空間の整備
◇水辺の景観を楽しむことができる親水空間の整備
◇景観に配慮した公共事業の推進
◇地域住民や観光客に向けての魅力的な景観の PR

◇地域の景観資源を知る・学ぶ・考える機会の創出
◇景観まちづくりの意識向上と担い手の育成
◇地域住民・事業者・行政の協働による推進体制づくり

３．景観計画区域

3-1　計画の対象区域

本町では、町全体としてまとまりのある景観形成を図るために、景観法に基づく景観計画区域は町全域とします。

3-2　景観重点地区（候補）

すでに特徴のある景観が形成されている地区や、本町の景観形成において重要な役割を有する地区などについて、「景観重点地区」として位置づけます。現在、７ヶ所を候補地区として想定していますが、今後、候補地の選定も含め、各地区の具体的な方針、基準などについて検討していきます。

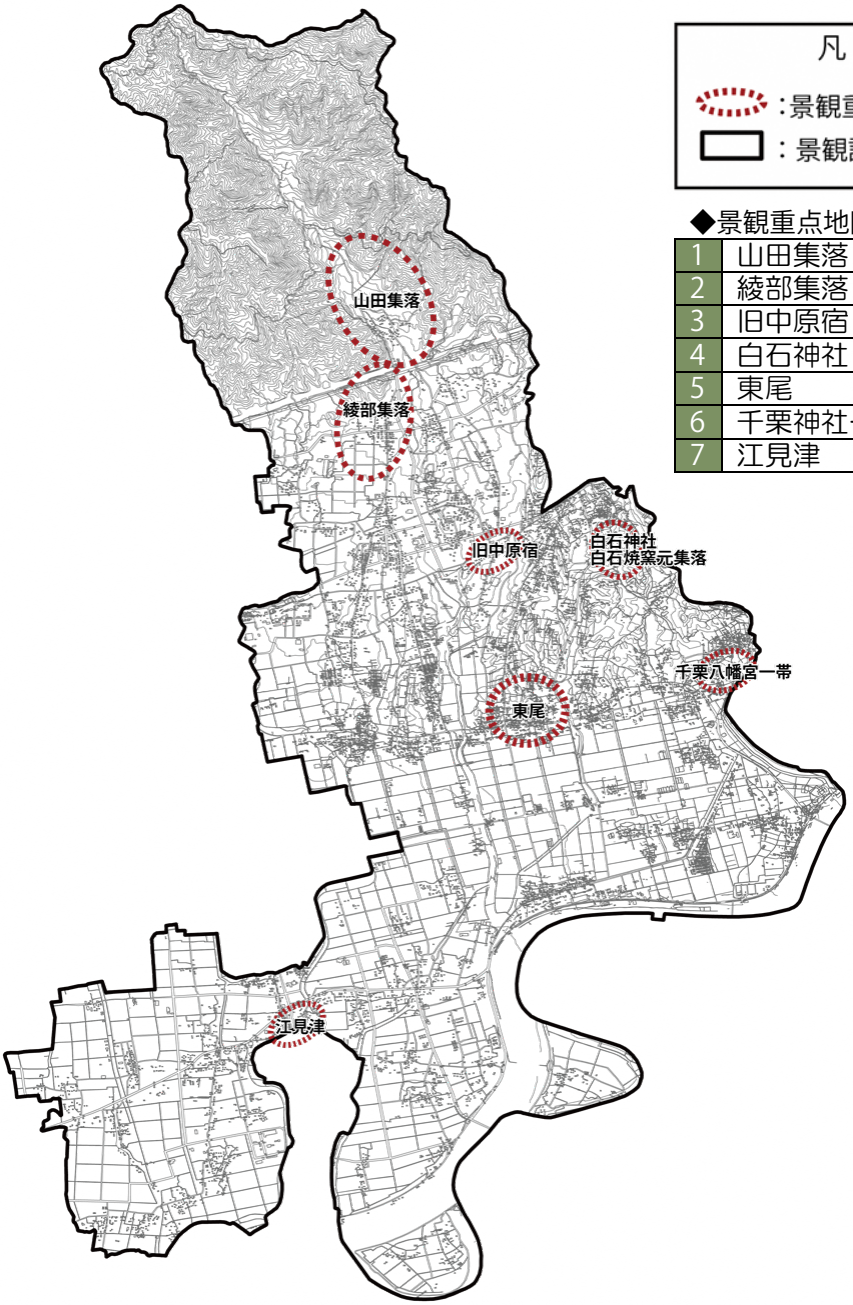

凡　例

：景観重点地区（候補）

：景観計画区域

◆景観重点地区（候補）

1	山田集落
2	綾部集落
3	旧中原宿
4	白石神社・白石焼窯元集落
5	東尾
6	千栗神社一帯
7	江見津

景観計画区域図

４．良好な景観まちづくりのための方針

4-1　目標別方針

目標１　多彩な自然、受け継がれる歴史・文化的景観を『まもる』

【方針 1-1】森林や彩り豊かな花木などの自然景観の保全

◇源流域の豊かな森の広がる背振山系、ハゼノキで赤々と染まる鷹取山、町内各地で美しく咲く桜並木など、豊かな森林と四季折々の彩り美しい花木に恵まれた自然景観の保全・維持管理とその活用を図ります。

▲鷹取山とハゼノキ

【方針 1-2】筑後川や寒水川などの美しい水辺の景観と生き物の生息環境の保全

◇豊かな水を湛える筑後川、本町の中心を流れる寒水川や各地区を代表する通瀬川・六田川・井柳川、支流となる水路などをはじめとした美しい水辺景観を保全するとともに、ホタル・タナゴ・二枚貝などの、多様な生き物の生息地や環境教育の場としての保全・活用も図ります。

▲筑後川

【方針 1-３】おだやかな田園・集落景観の保全

◇豊かな農地と住宅地が共存する田園景観、寺社周辺の集落、伝統的な窯元集落など人々の生業がみえる集落景観の維持・保全を図ります。

◇ミニ開発などの開発行為の適切な誘導や敷地・周囲の緑化などにより、全体として統一感のある美しい田園・集落景観の保全を図ります。

▲田園・集落景観

【方針 1-４】歴史や文化を物語る景観資源や祭事、まちなみの保全

◇綾部八幡神社・白石神社・千栗八幡宮などの寺社や旗上げ神事・各地で行われる浮立、伝統的な酒造建築や点在する古墳・遺跡などは、本町の歴史・文化を伝える重要な景観資源です。これらの景観資源を周辺の環境と一体的に保全するとともに、適切な維持管理を図ります。

◇歴史的な景観資源の周辺では、建築物や工作物などについてこれらの資源に調和するよう修景を図り、風情や情緒を感じる景観形成を図ります。

▲綾部八幡行列浮立

目標２　まちの個性や人々の生業がみえる景観を心地よく『ととのえる』

【方針 2-1】にぎわい創出の場となる、まちの顔としての拠点景観の形成

◇今ある地域ごとの特徴を、人々がより感じることができるような、まとまりのある景観形成を進めます。

◇多くの人々が集う、各庁舎周辺や主要な道路の沿道などにおいて、風格やにぎわいを感じ、まちの顔としてふさわしい拠点景観の形成を図ることで、町全体のブランド価値の向上を図ります。

▲中原庁舎のアプローチ

【方針 2-2】地区の個性を活かした特色のあるまちなみの修景・整備

◇寺社周辺にある門前町集落や低地に広がる田園集落、江戸時代に整備された港町など、特徴的なまちなみが形成されている地区においては、周辺との調和がとれたなかにも、地区の個性を感じることができるようなまちなみの修景・整備を進めます。

▲綾部集落(門前町)

【方針 2-3】良好な景観を阻害する要素の改善による秩序ある景観形成

◇派手な色彩の屋外広告物や老朽化した空き家など、良好な景観を阻害している要素については、周辺の自然、田園景観と調和したデザインへの適切な誘導により、秩序ある景観への改善を図ります。

◇大規模な再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、景観上の影響が大きいことを踏まえ、良好な眺望景観や地域固有の景観を阻害しないよう、建設場所も含めて十分な配慮を求めます。

◇「みやき町空家等対策計画」と連携し、空き家などの適正な管理を推進します。

▲参考：あいづ農協カントリーエレベーターの景観配慮(福島県耶麻郡猪苗代町)

【方針 2-４】緑豊かでゆとりある住宅地の景観形成

◇住宅地は良好な生活空間として、敷地の緑化、重要な樹木や緑地の保全、道路や歩行者空間の修景整備などにより、緑豊かでゆとりあるまちなみ景観の創出を図ります。

▲住宅地の緑化

目標３　魅力的な景観を引き出すための環境を『つくる』

【方針 3-1】歩いて「健幸」になるための、景観を体験・体感できる空間の整備

◇本町に点在する数多くの景観資源の魅力を引き出すために、誰もが景観を体験・体感できるための視点場の整備や、資源間を結ぶ回遊ルートの整備などを行うことにより、歩きたくなるまち・みちづくりを進め、地域住民の「健幸」の増進を図ります。

▲通瀬川沿いの並木道

【方針 3-2】水辺の景観を楽しむことができる親水空間の整備

◇筑後川・寒水川などの河川、田園集落の中にあるクリーク、町内全域に張り巡らされている水路などの、豊富な水資源を活かし、防災性の観点も考慮しつつ、潤いのある親水空間の整備を進めます。

▲親水空間として整備された寒水川

【方針 3-3】景観に配慮した公共事業の推進

◇道路・橋梁・河川・公園などの公共施設は、まちの魅力を印象づけるとともに、景観に大きな影響を与える施設となることから、地域の景観特性に十分配慮し、景観まちづくりを先導する公共施設整備を進めます。

▲山田水辺公園

【方針 3-4】地域住民や観光客に向けての魅力的な景観の PR

◇フットパスのコース設定や景観資源マップの作成など、地域の魅力的な景観に関する情報発信や新たな価値の位置づけをすることにより、地域住民や観光客に向けたまちの PR を図ります。

▲フットパスマップの調査

▲フットパス～寒水川上流域編～

▲ハゼ山からの眺望

目標４　景観をまもり、ととのえるための人を『そだてる』

【方針 4-1】地域の景観資源を知る・学ぶ・考える機会の創出

◇地域住民や事業者などが、本町の景観の魅力や価値を理解し、景観資源への愛着を持てるように、地域の自然・歴史・文化などを知り、学び、考える機会を提供します。

▲フィールドワーク

【方針 4-2】景観まちづくりの意識向上と担い手の育成

◇持続的な景観まちづくりを進めるためには、地域住民が主体となって取り組むことが重要であるため、地域住民・事業者・行政職員などの景観に対する意識醸成、担い手の育成を図ります。

◇子どもの頃から景観への関心を高め､将来、景観まちづくりに積極的に参加してもらう土台となるよう、学校教育や地域での活動において、地域の景観や景観まちづくりについて学ぶ、景観教育を進めます。

▲住民参加のワークショップ

【方針 4-3】地域住民・事業者・行政の協働による推進体制づくり

◇景観まちづくりを円滑かつ効果的に進めるために重要な、地域住民・事業者・行政が協働して取り組むための方法や仕組みづくりを進めます。

◇景観まちづくりを総合的に進めるため、庁内における横断的な体制を構築し、関係機関や近隣市町との連携を図りながら、事業を進めます。

▲地域住民による石積水路の清掃活動

4-2　景観計画区域の区分

地域の地理的特徴や景観特性を踏まえ、景観計画区域内を「山地ゾーン」、「台地・丘陵地ゾーン」、「田園集落ゾーン」の３つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンにふさわしい景観まちづくり方針を定めます。また、本町の景観の重要な軸となっている、筑後川・寒水川・通瀬川・六田川・井柳川を「河川軸」、国道 34 号・国道 264 号・県道 31 号(佐賀川久保鳥栖線)・県道 22 号(北茂安三田川線)・県道 335 号(神埼北茂安線)を「道路軸」として位置付け、良好な景観形成を図ります。

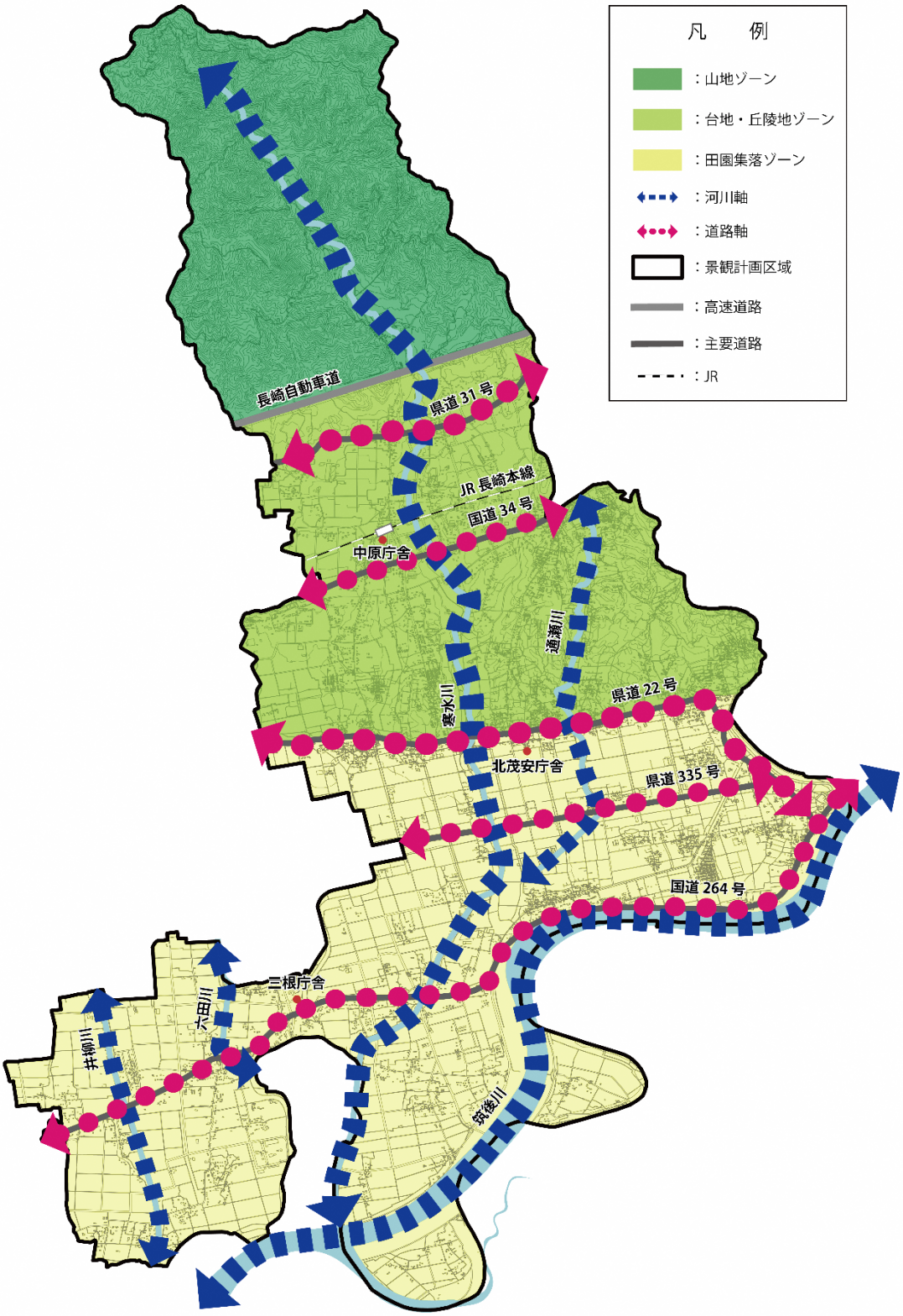

ゾーン区分図

4-3　ゾーン別基本方針

（1）山地ゾーン

景観を『まもる』ために

- 背振山系や鷹取山など、景観の背景となる山なみや、緑の輪郭線となる山の稜線を保全するため、建築物や工作物、開発行為などの適切な誘導を図ります。
- 鷹取山を赤く染めるハゼノキ、棚田を華やかに彩るヒマワリ、白坂公園を春色に染めるサクラ並木など、多彩な里山景観の保全・維持管理とその活用を図ります。
- 背振山系から流れる水をひいた山田水辺公園やホタル公園など、親水性の高い水辺空間の維持・管理を図るとともに、ゲンジボタルやトンボ類など、貴重な生き物の生息環境に配慮した、水辺景観の保全・活用を図ります。

景観を『ととのえる』ために

- 山間集落では、周辺の里山景観と調和したデザインへの適切な誘導により、秩序あるなかでも人々の生業がみえる景観への改善を図ります。
- 大規模な建築物や工作物の適切な誘導や、大規模な建築物の敷地内・建物周囲の積極的な緑化推進など、周辺の里山景観と調和した景観形成を図ります。
- 大規模な再生可能エネルギー施設の設置を行う場合には、良好な眺望景観や景観資源を阻害しないよう配慮し、設置場所も含めた十分な検討を行います。
- 耕作放棄地対策、遊休農地の利活用など、健全な営農の振興施策を通じて、持続可能な生産環境を形成し、美しい田園景観の維持・保全を図ります。

景観を『つくる』ために

- 山田ひまわり園やハゼ山などの良好な視点場では、滞留空間としての整備やアクセスしやすい登山道の整備などにより、訪れやすい視点場の形成を進めます。
- 色彩豊かな花木、豊富な水資源、生き物に触れ合える公園など、自然の恵みを体験・体感できる景観資源間の回遊ルートの整備を進めます。

▲水源を育む脊振山系の森林

▲緑化されたリサイクルプラザ

▲ハゼ山の下草刈り

▲山田ひまわり園

▲水路と調和した集落景観

▲整えられたハゼ山の景観

（２）台地・丘陵地ゾーン

景観を『まもる』

- 緩やかな起伏の丘陵地に広がる里山や河川沿いに立ち並ぶ植栽など、本ゾーンの豊かな緑の保全を図ります。
- 本ゾーンの中央を流れる寒水川の両岸にある樹林やハゼが織りなす水辺景観と、その背景に広がる優良な農地の保全を図ります。
- 本ゾーンの全域に張り巡らされている水路や溜め池など、豊富な水資源とそれらを活用してきた人々の暮らしがみえる集落景観の維持・保全を図ります。
- 浮立などの祭事が行われる綾部八幡神社・千栗八幡宮や白石神社などの由緒ある寺社、歴史のある製蝋工場跡や伝統的な酒造建築、点在する古墳・遺跡など、地区に代々受け継がれてきた歴史・文化的景観の保全・維持管理を図ります。

景観を『ととのえる』

- 旧長崎街道沿いに残る旧中原宿や門前町としての綾部集落、白石焼の窯元集落など、特徴的なまちなみが形成されている地区においては、その個性を感じることができるような修景・整備を進めます。
- 中原庁舎や中原駅周辺においては、地域の生活拠点として風格と落ち着きのある、まちの顔となるような修景・整備を進めます。
- 国道 34 号・県道 31 号・県道 22 号をはじめとした主要道路沿道では、建築物、屋外広告物を含む工作物、開発行為などの適切な誘導を行うとともに、季節の花木による彩り豊かな景観形成を図り、周辺の自然環境と調和した、賑やかさのなかにも秩序を感じられる沿道景観の形成を図ります。
- 千栗八幡宮周辺に広がる住宅地においては、敷地内緑化や道路・歩道の修景整備などにより、緑豊かで歴史を尊重した景観形成を図ります。
- 工業地として利用されているエリアにおいては、敷地内・建物周囲の積極的な緑化などによる修景を図ります。

景観を『つくる』

- おだやかな田園・集落景観を望める風天山をはじめとして、豊かな水資源とハゼ並木などを眺めることのできる視点場の整備を進めます。
- 町の歴史・文化を体感できる寺社や古墳・遺跡を巡るルートや、豊富な水資源を体験できる寒水川や水路などを巡るルート、本ゾーンの代表的な景観資源を体験・体感できる観光ルートなど、歩いてまわることのできるフットパスコースの設置や回遊ルートの整備を進めます。

▲寒水川沿いのハゼ並木

▲白石焼窯元の集落

▲グリーンパーク香田にある東屋

▲生き物環境と景観に配慮した水路の改修

▲緑化された大規模建築物

▲簑原・中原水道

（３）田園集落ゾーン

景観を『まもる』

- 大きく開けた平野に広がる田園と、クリークをはじめとした無数の水路が広がる田園景観の保全を図ります。
- 多くの人々の憩いの場として親しまれる九州一の大河である筑後川、田畑などの水資源として人々の暮らしを支える通瀬川・六田川や井柳川などの、個性豊かな水辺景観の保全を図ります。
- 伝統的な行事として現在も受け継がれる浮立を奉納している、西乃宮八幡神社・宇佐八幡神社・矢俣八幡神社や、成富兵庫茂安公が築いた堤防が一部残されている千栗土居公園など、歴史・文化的景観の保全・維持管理を図ります。

景観を『ととのえる』

- 広大な田畑が広がる田園集落や江戸時代に整備された港町としての江見のまちなみでは、本ゾーンの自然・歴史・文化的な背景がみえる修景・整備を進めます。
- 北茂安庁舎・三根庁舎周辺においては、地域の生活拠点として風格と落ち着きのある、まちの顔となるような修景・整備を進めます。
- 国道 264 号・県道 22 号・県道 335 号をはじめとした主要道路沿道では、建築物、屋外広告物を含む工作物、開発行為などの適切な誘導を行うとともに、季節の花木による彩り豊かな景観形成を図り、周辺の自然環境と調和した、賑やかさのなかにも秩序を感じられる沿道景観の形成を図ります。
- 大規模な建築物や工作物の適切な誘導や、大規模な建築物の敷地内・建物周囲の積極的な緑化推進など、周辺の田園・集落景観と調和した景観形成を図ります。

景観を『つくる』

- 景観軸である、筑後川・寒水川・通瀬川・六田川・井柳川が流れる本ゾーンの特徴を活かした、川巡りルートなどの設置やその場で川と触れ合える親水空間や、開けた田園を望むことができる視点場などの整備を進めます。
- 穏やかに広がる田園・集落景観に十分配慮し、景観まちづくりを先導する公共施設などの整備を進めます。

▲自然護岸のクリーク

▲江見のまちなみ

▲千栗土居公園とハス園

▲天衝浮立（宇佐八幡神社：向島）

▲天建寺と田園集落

▲筑後川と天建寺橋

５．良好な景観まちづくりのための行為の制限

本章に記載している届出対象行為及び景観形成基準については、令和２年度以降に地域住民などとの協議により具体的な内容を確定した上で、適用する期日を改めて公表します。

5-1　届出対象行為

景観計画区域内である町全域を対象に、景観に与える影響が大きいと考えられる大規模な建築行為や工作物の設置などの際に、最低限配慮すべき基準を定め、緩やかな規制・誘導を図ることで、全体として調和のとれたまとまりのある景観まちづくりを推進します。

上記をふまえ、景観形成基準に基づく審査の対象となる行為および対象規模は、以下のとおりとします。

対象行為		対象規模
建築物	新設、増築、改築若しくは移転	高さが 10m 以上又は、建築物の行為に係る部分の延床面積 500 ㎡以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観変更に係る部分の面積が通常望見できる外観の 1/2 以上のもの
工作物	新設、増築、改築若しくは移転	【垣、柵、塀、擁壁等】 高さが 5m以上のもの 【上記以外の工作物】 高さが 10m 以上又は、築造面積 500 ㎡以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観変更に係る部分の面積が通常望見できる外観の 1/2 以上のもの
開発行為(都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの)		行為に係る土地の面積の合計が 1,000 ㎡以上のもの
土石の採取又は鉱物の掘採		行為に係る土地の面積の合計が 1,000 ㎡以上のもの
土地の区画形質の変更		行為に係る土地の面積の合計が 1,000 ㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積		高さが 5m以上又は、行為に係る土地の面積の合計が 1,000 ㎡以上で 60 日以上継続するもの

5-2　景観形成基準

◆建築物

事項	景観形成基準
配置	・背景の背振山系や丘陵などの稜線に配慮した配置とする。 ・河川や道路などの主要な視点場からの眺望を阻害しないような配置とする。 ・地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や樹木などに配慮した配置とする。
規模	・背振山系をはじめとした里山や田園景観と馴染むよう、できる限り高さを抑える。 ・大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど周囲に与える圧迫感の軽減に努めるとともに、単調な壁面とならないよう工夫する。
形態・意匠	・周辺の地域環境やまちなみと調和が図れ、全体としてまとまりのある形態・意匠とする。 ・歴史・文化的なまちなみを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。
色彩	・色彩基準に適合した色彩又は無彩色や素材色の落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観に調和する色彩とする。特に色彩を組み合わせる場合には統一感のある配色とする。 ・外壁基調色：有彩色のうち R・YR・Y・GY は彩度 4.0 以下とし、その他の色相は彩度 2.0 以下とする。 ・屋根色：有彩色は明度 7.5 以下、彩度 4.0 以下とし、無彩色は明度 7.5 以下とする。 ※周囲との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の素材の色についてはこの限りではない。
設備類	・建築物の裏側に設置するなど、道路などの公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、建築物と同様の色調とする、遮蔽するなど一体となった工夫を行う。
外構・緑化など	・河川、道路などの主要な視点場からの眺望に配慮して、敷地境界部には樹木や花壇などによる植栽を施すように努める。 ・道路などの公共の場からの見え方に配慮し敷地内の緑化に努めるとともに、既存の樹木の活用や地域性に合った樹種とする。 ・道路との境界部に垣・柵・塀などを設置する際には、できる限り生垣や緑化フェンスにする、または色彩に配慮し周辺の景観に馴染ませるなど工夫を行う。 ・駐車場や駐輪場を通りから眺望できる位置に配置する場合、敷地境界部や舗装の緑化などによる修景に努める。

◆工作物

事項	景観形成基準
配置	・背景の背振山系や丘陵などの稜線に配慮した配置とする。 ・河川や道路などの主要な視点場からの眺望を阻害しないような配置とする。 ・地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や樹木などに配慮した配置とする。
規模	・背振山系をはじめとした里山や田園景観と馴染むよう、できる限り高さを抑える。 ・大規模工作物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど周囲に与える圧迫感の軽減に努めるとともに、単調な壁面とならないよう工夫する。
形態・意匠	・周辺の地域環境やまちなみと調和が図れ、全体としてまとまりのある形態・意匠とする。 ・歴史・文化的なまちなみを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。
色彩	・色彩基準に適合した色彩又は無彩色や素材色の落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観に調和する色彩とする。特に色彩を組み合わせる場合には統一感のある配色とする。 ・工作物の色：有彩色のうち R・YR・Y・GY は彩度 4.0 以下とし、その他の色相は彩度 2.0 以下とする。 ※周囲との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の素材の色についてはこの限りではない。
設備類	・工作物の裏側に設置するなど、道路などの公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。
外構・緑化など	・河川、道路などの主要な視点場からの眺望に配慮して、敷地境界部には樹木や花壇などによる植栽を施すように努める。 ・道路などの公共の場からの見え方に配慮し敷地内の緑化に努めるとともに、既存の樹木の活用や地域性に合った樹種とする。 ・道路との境界部に垣・柵・塀などを設置する際には、できる限り生垣や緑化フェンスにする、または色彩に配慮し周辺の景観に馴染ませるなど工夫を行う。

◆開発行為・土石の採取又は鉱物の掘採・土地区画形質の変更

事項	景観形成基準
造成など	・既存の地形を生かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 ・面的な一段の開発などに伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化などによる修景を行う。
既存樹木・樹林などの保全	・斜面地や田園の中にあるまとまった緑や雑木林、寺社林、寒水川をはじめとした河川や水路沿いのハゼノキなどの樹木などはできる限り維持・保全する。

◆屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積

景観形成基準
・堆積物が道路などの公共の場から容易に見えないように遮蔽するなどの工夫を行う。

◆色彩の基礎知識

色彩を客観的に表す尺度として、日本工業規格で使用されている「マンセル表色系」があり、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という３つの尺度の組み合わせによって表現します。本町では、このマンセル表色系を用いた色彩基準を定めています。

◆色相（しきそう）・・・色あいの違い

色相は、色あいの違いを表します。10 種類の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）をアルファベットの頭文字（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す０から 10 までの数字を組み合わせ表記します（例えば、5YR 等）。

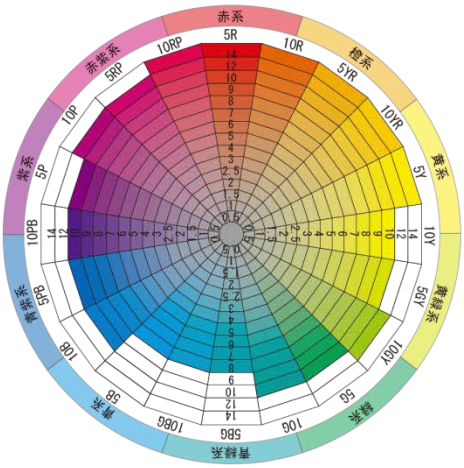

◆明度（めいど）・・・明るさの違い

明度は、明るさの度合いを表し、明るさを０から 10 までの数値で示します。明るい色ほど数値が大きくなり、10 に近くなります。

◆彩度（さいど）・・・鮮やかさの度合い

彩度は、鮮やかさの度合いを表し、鮮やかさを０から 14 程度までの数値で示します。白や黒、グレー等の無彩色の彩度は０になります。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤系や橙系等は 14 程度、青緑系や青系等では８程度となっています。

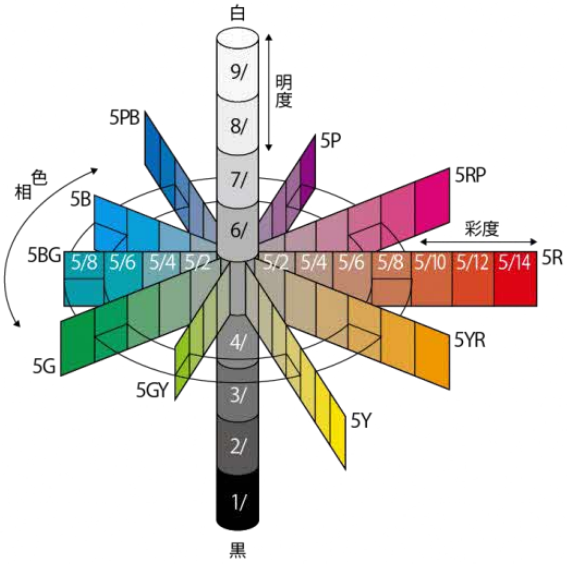

◆マンセル値

マンセル値は、色相、明度、彩度の３つの属性を組み合わせて表記します。

5YR 6 / 4

５ワイアール　６　の　４
（色相）　（明度）　（彩度）

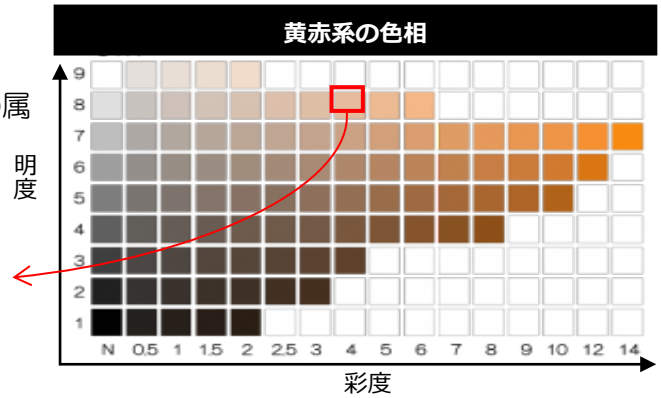

◆外壁・屋根および工作物の色彩の範囲

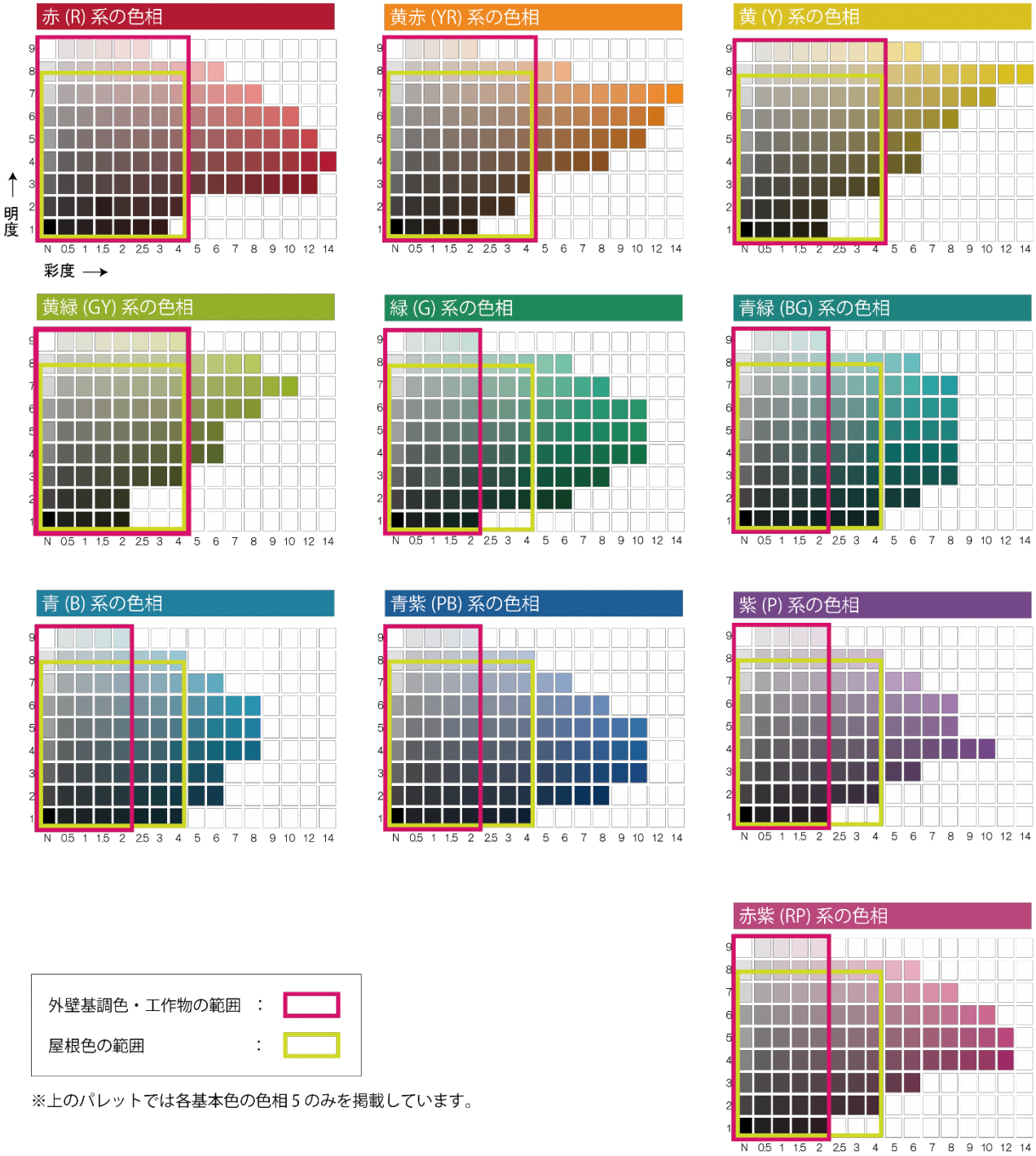

※上のパレットでは各基本色の色相 5 のみを掲載しています。

※印刷物であるため、実際に塗装した色と異なる場合があります。

６．景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

本町には、地域固有の歴史や文化を今に伝え、人々に親しまれている建造物や樹木などが各地に点在しています。これら本町の景観形成において重要な役割を担う建築物や工作物を景観重要建造物として、また良好な景観形成において重要な樹木を景観重要樹木として指定します。

6-1　景観重要建造物の指定の方針

本町の自然、歴史、文化、暮らしなどの観点から、建造物の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものであり、下記の事項に該当する建造物を、景観重要建造物として指定します。

指定にあたっては、その評価について有識者による助言や景観審議会への意見聴取などを受けるとともに、当該建造物の所有者の同意を得た上で行うものとします。

なお、景観重要建造物に指定された場合、所有者などの適正な管理義務や現状変更に関する許可などが必要となります。

◆景観重要建造物の指定の要件

- 地域の文化や歴史を象徴し、個性ある景観形成に大きく寄与する建造物
- 地域のランドマークとなり、地域住民に広く愛され、親しまれている建造物
- 道路やその他の公共の場から公衆によって容易に望見される建造物

◆景観重要建造物の候補

名称
天吹酒造建造物・酒蔵群（国登録有形文化財）
岡崎屋（旧中原宿）
中原五連橋梁（JR 長崎本線）
旧鳳星木蝋工場の煙突（JR 中原駅北側）
綾部八幡神社
白石神社
千栗八幡宮
宇佐八幡神社
西乃宮八幡神社
矢俣八幡神社
江見八幡神社
中津隈宝満神社

6-2　景観重要樹木の指定の方針

本町の自然、歴史、文化、暮らしなどの観点から、樹容などが景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものであり、下記の事項に該当する樹木を、景観重要樹木として指定します。

指定にあたっては、その評価について有識者による助言や景観審議会への意見聴取などを受けるとともに、当該樹木の所有者の同意を得た上で行うものとします。

なお、景観重要樹木に指定された場合、所有者などの適正な管理義務や樹木の伐採・移植に関する許可などが必要となります。

◆景観重要樹木の指定の要件

- 地域の自然や文化、歴史を象徴し、樹齢・樹容などから見て景観上優れている樹木
- 地域のランドマークとなり、地域住民に広く愛され、親しまれている樹木
- 道路やその他の公共の場から公衆によって容易に望見される樹木

◆景観重要樹木の候補

番号	樹種	所有者または管理者
1	イチョウ	綾部八幡神社（前旗上のイチョウ）
2	イチョウ	綾部八幡神社（現旗上のイチョウ）
3	ムクノキ	綾部八幡神社
4	イチョウ	山田神社
5	イチョウ	東寒水天満宮
6	クスノキ	原古賀天満宮
7	シイノキ	長善寺
8	クスノキ	希望の家
9	センダン	みやき町長（中原小学校）
10	センダン	みやき町長（中原小学校）
11	センダン	みやき町長（中原小学校）
12	クスノキ	若宮八幡宮
13	イチイガシ	中津隈宝満神社
14	クスノキ	中津隈宝満神社
15	クスノキ	中津隈宝満神社
16	シイノキ	中津隈宝満神社
17	イチョウ	善法寺
18	イチョウ	尼寺跡
19	クスノキ	千栗八幡宮
20	クスノキ	千栗八幡宮
21	クスノキ	千栗八幡宮
22	クスノキ	白石神社
23	クスノキ	西乃宮八幡神社
24	イチョウ	矢俣八幡神社

番号	樹種	所有者または管理者
25	クスノキ	矢俣八幡神社
26	イチョウ	葛城神社
27	クスノキ	葛城神社
28	クスノキ	若宮神社
29	イチョウ	八坂神社
30	クロガネモチ	八坂神社
31	イヌマキ	下の宮
32	カイノキ	御嶽神社
33	コロラドトウヒ（ポプシー）	みやき町（四季彩の丘みやき）
34	ブラシノキ	みやき町（四季彩の丘みやき）
35	モウソウチク	みやき町（四季彩の丘みやき）
36	クロガネモチ	続命院神社

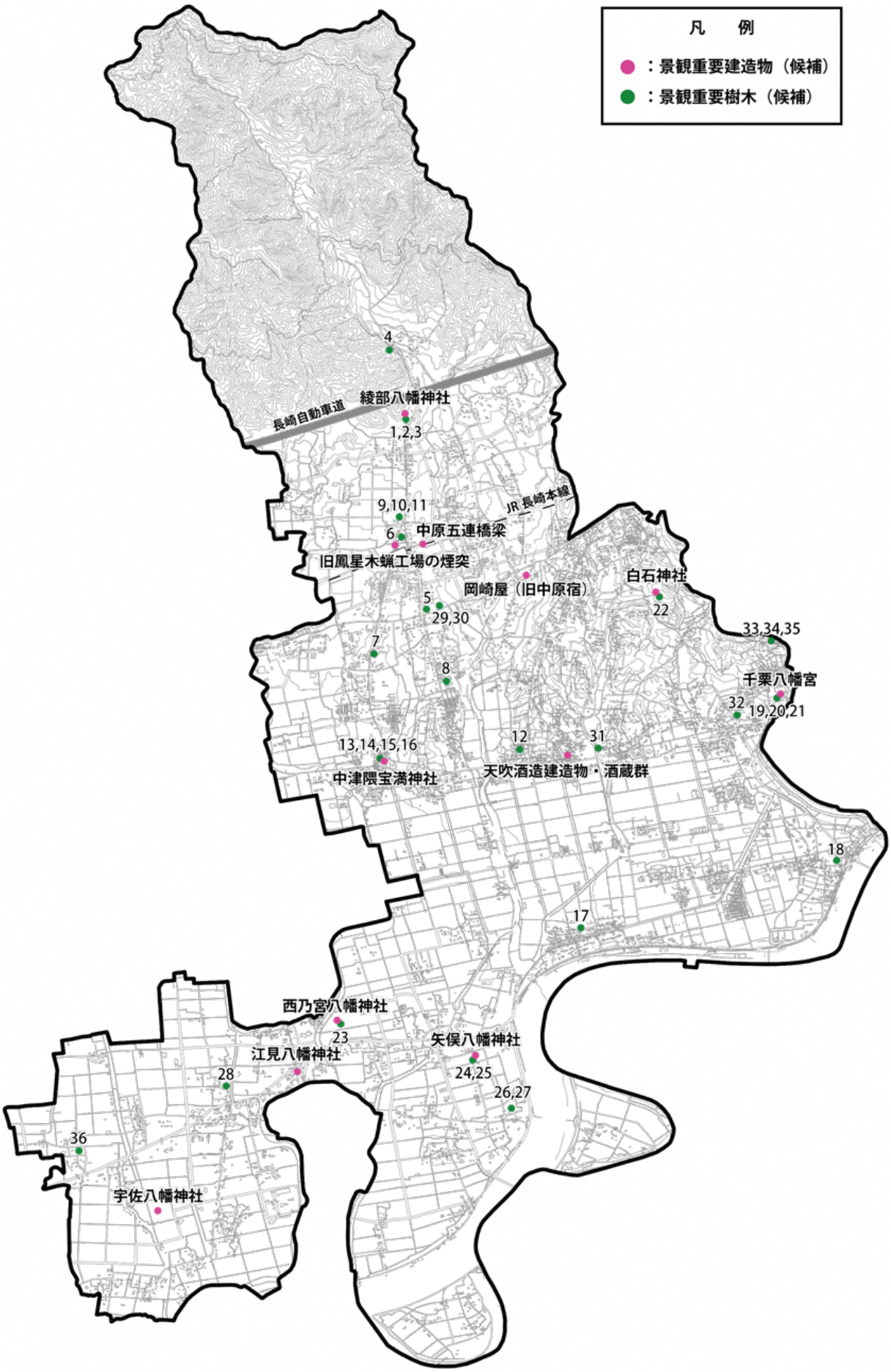

景観重要建造物（候補）・景観重要樹木（候補）位置図

6-3　指定の流れ

指定の方針に基づき、以下の流れに従い指定を行います。

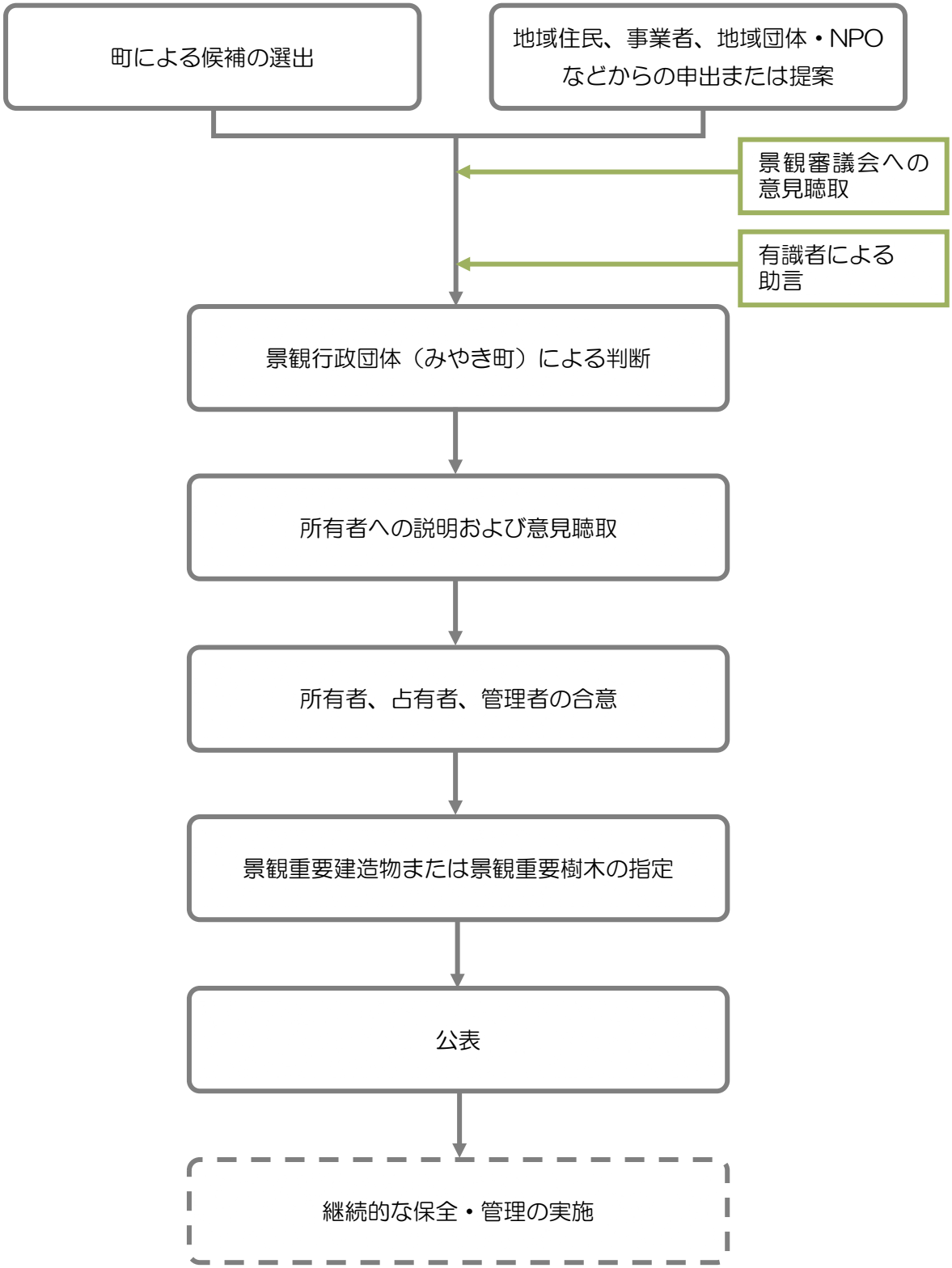

７．その他景観形成に必要な事項

7-1　屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する事項

屋外広告物は景観を形成する重要な要素の一つであり、人々に様々な情報を提供し、まちに活気をもたらす効果がある一方で、それらが無秩序に氾濫した場合、自然景観や都市景観に大きな影響を与え、景観を阻害する要因ともなってしまいます。

本町では、「佐賀県屋外広告物条例」に基づき、周辺環境や建物などと調和した屋外広告物の適切な誘導を図ります。

屋外広告物などの設置を検討する際は、屋外広告物条例に定める一般的な規制に加え、本町の特性に配慮し、次の事項にも配慮して計画するものとします。

◆屋外広告物などの表示に関する基本的な配慮事項

- 山地や里山、農地などでは、人工物が目立ちやすく、景観を損ねるおそれが大きいため、屋外広告物の掲出数を最小限にとどめるよう配慮する。掲出する場合は、自然環境と調和するよう設置位置や大きさ、高さ、色彩などについて配慮する。
- 住宅地や集落地では、落ち着きある緑豊かな生活環境を保全するため、設置位置や大きさ、高さ、色彩などについて配慮するとともに、建築物やその他の工作物との調和を図る。
- 河川軸の沿岸では、河川敷やその周辺からの眺めを考慮し、潤いある水辺環境と調和するよう設置位置や大きさ、高さ、色彩などについて配慮する。
- 道路軸の沿道では、賑やかさのなかにも秩序が感じられる景観を創出するため、設置位置や大きさ、高さ、色彩などについて配慮する。また、情報量を少なくしたり、集約化したりすることで、見やすくなるよう配慮する。
- 景観重点地区などの特色ある景観を有する地域では、地域特有のイメージを阻害しないよう、素材・デザイン、設置位置などにおいて配慮する。

7-2　景観重要公共施設の整備に関する事項

道路や公園、河川などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であるとともに、地域住民や事業者に対し、良好な景観のモデルを示す先導的な役割を果たす必要があります。行政が景観に配慮した公共施設の整備を行うことで、景観を向上させるとともに、地域住民の景観に対する意識の向上を図っていくことにもつながると考えられます。

本町では、景観形成において重要な骨格となり、景観形成上重要な役割を果たす公共施設について、国・県などの公共施設管理者との協議を行った上で、適宜、景観重要公共施設の指定を行い、魅力ある公共施設の整備とその周辺の景観形成の両面からの取り組みを推進します。

景観重要公共施設の指定を行うと、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができ、この基準に則って、周囲の景観と一体となった良好な景観形成を進めることができます。

◆指定の要件

- 本町の景観形成において重要な軸や拠点の一部となっている公共施設
- 新たに整備を行う公共施設で、本町のシンボルとなることが期待される、または良好な周辺景観との一体的な景観形成に配慮する必要がある公共施設
- 景観重点地区内にあり、地区レベルでの景観形成を推進する上で重要な公共施設

◆景観重要公共施設の候補

区分	名称
景観重要道路	国道 34 号
	国道 264 号
	県道 31 号（佐賀川久保鳥栖線）
	県道 22 号（北茂安三田川線）
	県道 335 号（神埼北茂安線）
景観重要河川	筑後川
	寒水川
	通瀬川
	六田川
	井柳川

８．良好な景観まちづくりのための役割と取り組み

8-1　協働による景観まちづくりの実践

みやき町の魅力的な景観まちづくりを進めていくためには、地域住民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、様々な取り組みを協働で実践していくことが求められます。

景観は長い時間の中で取り組みを重ねていくことにより、はじめてその成果が見えてくるものであることから、地域住民・事業者・行政が協働して、継続的な景観まちづくりに取り組みます。

◆地域住民・事業者・行政の役割

地域住民の役割	・景観まちづくりの主体であることの意識形成 ・良好な景観まちづくりに向けた住まいづくりや暮らし方の実践 ・地域の景観まちづくり活動への参加・協力
事業者の役割	・事業が景観まちづくりへ与える影響の認識 ・良好な景観まちづくりに配慮した事業の推進 ・本計画で定める規定の把握と施主への情報の提供
行政の役割	・景観行政団体として良好な景観形成を行うため、地域の特性に応じた施策の策定・実施・見直し ・景観に配慮した公共施設の整備・維持管理 ・景観まちづくりに関する意識啓発や情報の提供 ・景観まちづくり活動に対する支援

それぞれの役割を果たし、協働によってみやき町らしい景観を実現する

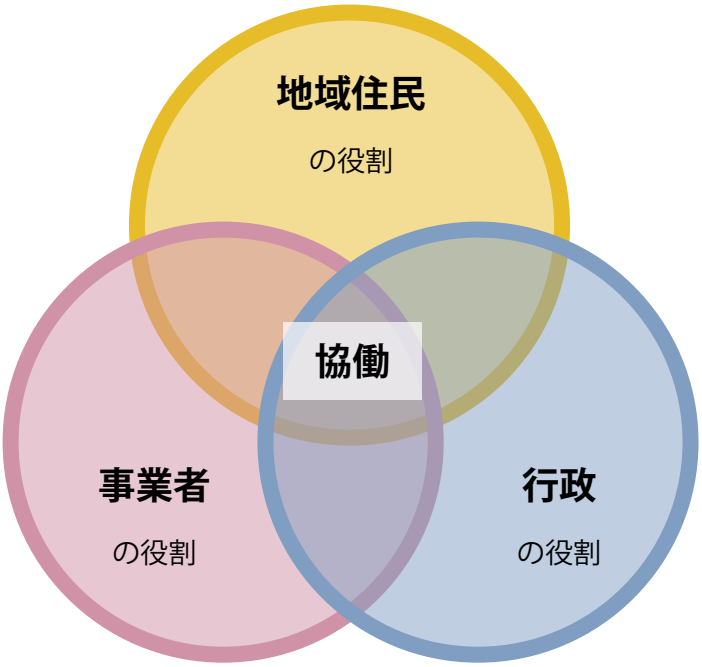

8-2　良好な景観まちづくりに向けて

1. 景観まちづくりに対する意識の醸成と活動支援

①景観に関する広報・啓発

◇町内の魅力的な景観資源や景観まちづくり活動などを広く周知するため、広報誌などを活用した魅力的な景観の紹介、本町のホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）などでの情報提供など、多様な媒体を活用した広報活動の充実を図ります。
◇景観資源に関するプレートやサイン・案内板の設置など、本町を訪れる人に対して、積極的に景観の情報を発信していきます。

②シンポジウム、ワークショップなどの開催

◇地域にふさわしい景観まちづくりの方向性を共有できるよう、幅広い分野や様々な主体を横断して広く景観について議論する場として、シンポジウムやフォーラム、ワークショップなどを開催します。
◇ひとりでも多くの人が関心を持って、積極的に景観まちづくりに関わるようになってもらうため、景観まちづくりに関する講座やイベントなどを開催します。

③景観教育の推進

◇今後のまちづくりの担い手である子どもたちが、地域の景観・郷土への関心や愛着を深めることができるよう、小中学校の総合学習などを通じて、楽しみながら景観まちづくりについて学ぶ機会をつくります。

④景観に関する表彰制度の創設

◇地域住民や事業者による景観まちづくり活動において取り組まれた活動やその活動により美しくしつらえたまちなみ、優れたデザインの建築物などを対象にした表彰制度の創設を検討します。

⑤景観まちづくり団体の育成と支援

◇本町では、地域ぐるみでの環境美化活動をはじめ、耕作放棄地の活用や伝統行事の再生、ハゼ文化を守り育む取り組みなど、景観の向上に資する多様な活動や取り組みが進められています。このように、主体的に景観まちづくりに取り組んでいる地域住民団体などを「景観まちづくり団体」として認定し、活動を継続的に実施していくための支援を検討します。

2. 景観法・制度の運用

①景観重点地区の指定

◇景観計画区域の中でも、特徴ある景観を有している地区や、今後重要な役割を有する地区、本町の歴史・文化を実感できる地区などを、「景観重点地区」に指定し、よりきめ細やかなルールを定めるなど、地区の特性に応じた継続的な景観まちづくりに取り組んでいきます。

◇今後、地域住民活動の高まりなどにより、良好な景観形成のさらなる推進が求められる地区についても、景観重点地区とすることを検討します。

②景観条例の制定・運用

◇みやき町景観計画を補完し、景観まちづくりを効果的・計画的に進めるための制度や仕組みを定める「みやき町景観条例（仮）」を制定します。

◇景観条例には、良好な景観まちづくりの推進のため、地域住民や事業者、町が守るべき責務、景観計画の運用のための必要事項、届出対象となる行為、事前協議制度、景観審議会の設置や運営などについて規定します。

③景観重要建造物などの指定および維持管理

◇所有者の同意のもと、景観重要建造物および景観重要樹木の指定を進め、建造物や樹木の保全および周辺の良好な景観形成の推進を図るとともに、指定による維持管理が所有者の負担とならないような支援方策を検討します。

④景観重要公共施設の指定および整備推進

◇本町の景観の重要な軸となっている河川や道路などの景観上重要な公共施設は、施設管理者との協議を踏まえ、景観重要公共施設としての指定を進め、景観に配慮した公共施設の整備および維持管理を推進します。

⑤景観計画の見直し

◇PDCA サイクルによる取り組み効果の検証や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、適宜景観計画の見直しなどを行います。

３．景観まちづくりに関する事業の推進

①既存・新規の視点場の整備

◇優れた景観を眺めることのできる視点場（ビューポイント）について、視界を妨げる樹木や雑草の除去、滞留空間の整備、景観資源に関するプレートやサイン・案内板の設置などによる整備を推進します。

②フットパスコースの設定

◇魅力的な風景を歩いて楽しめる小路である「フットパス（footpath、散策歩道）」のコースを設定し、思わず歩きたくなるような道づくり、コースの拠点となる場づくりを推進するとともに、フットパスコースのネットワーク化を図ります。
◇フットパスを通じて、地域の景観の魅力を発見・体感することができ、「健幸」長寿のまちづくりや観光振興にも寄与することが期待されます。

③景観資源マップの作成

◇本町の大切に守っていきたい景観や身近な親しみある景観、みんなに紹介したい、とっておきの景観、フットパスコースや回遊ルートなどの情報をまとめた「景観資源マップ」を作成し、景観に関する広報・啓発や観光振興のためのツールとして活用します。

④景観に配慮した公共事業の推進

◇公共空間や公共施設の整備の際には、地区の特性を踏まえて、周辺の景観に調和し良好な景観形成に資するものとなるよう、デザインなどに関する協議・調整を行い、景観まちづくりをけん引していきます。
◇オリーブなどの薬木・花木やハゼ並木などの効果的な植栽計画を検討するなど、みやき町らしさを活かした公共空間や公共施設の整備を推進します。
◇公共事業を行う際に良好な景観形成を推進できるよう、景観に関する職員向け研修や勉強会などを実施し、職員意識の向上や共通認識の構築を図ります。
◇これらの公共事業を推進することにより、町全体の魅力の向上およびブランド力の向上を図るとともに、町外へも本町の魅力を発信していきます。

4. 景観まちづくり推進体制の構築

①庁内の連携体制の構築

◇本町の景観は、自然や歴史、文化、生業など多様な要素が積み重なり成り立っているため、建築や都市計画、土木のみならず、農林、商工、観光や文化財などを担当する部局との連携、調整が必要になります。このため、庁内の様々な関係部局と連携しながら、景観まちづくりに関する施策を実施します。

②関係機関や教育期間、近隣市町との連携体制の構築

◇国や県などの関係機関や近隣市町との連携強化を図り、公共施設の整備や適切な維持管理、各種事業の実施、景観形成に関する情報収集などに取り組み、良好な景観まちづくりを推進します。

◇「佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度」を活用するとともに、景観に関する国や県の補助制度の活用などを検討し、景観まちづくりに効果的な施策の推進を図ります。

◇地域での活動や景観教育の活性化を図るために、大学などの教育機関と連携し、持続的な景観まちづくりを推進します。

③景観審議会の設置

◇みやき町景観計画の変更や、届出に関する勧告や変更命令などに向けた審議、景観重点地区や景観重要建造物・樹木の指定などについて協議および審査を行う機関として「みやき町景観審議会」を設置します。

◇景観審議会は、本市の景観形成に関し専門的な知識を有する学識経験者や専門家、関係団体などから構成され、それぞれの専門的な立場からの助言を踏まえ、審議を行います。

④「みやき町景観まちづくり協議会（仮称）」の設置

◇みやき町の良好な景観まちづくりの推進のために、地域住民や行政機関、事業者、団体、有識者などの多様な主体が一体的かつ継続的な協議・調整を行うことのできる組織として「みやき町景観まちづくり協議会（仮称）」を設置します。

◇景観法第 15 条に規定されている景観協議会としての設置を検討します。

みやき町景観計画

発　　行：みやき町
〒849-0101　佐賀県三養基郡みやき町大字東尾 737 番地 5
担　当　課：総務部　企画調整課
Tel / 0942-89-1655
Fax / 0942-89-1650
H　　P：http://www.town.miyaki.lg.jp